

2008.2.20

第73回淀川水系流域委員会総括審議資料

利水施策—水需要管理—について

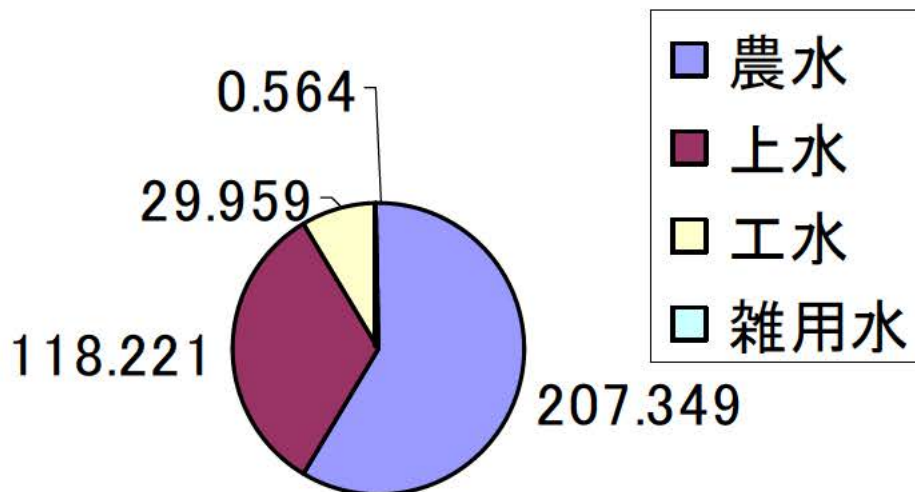
流域委員会委員 綾 史郎

委員長の論点設定

「原案」はこれまでの水需要に応じたダム等のハード施設による水資源開発から、節水、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用等を推進する水需要管理へ考え方を転換するという観点から、積極的に具体的な施策を推進する計画となっているか。

おさらい ⇒ 原案のチェック ⇒ 私見

最大取水量(m³/s)

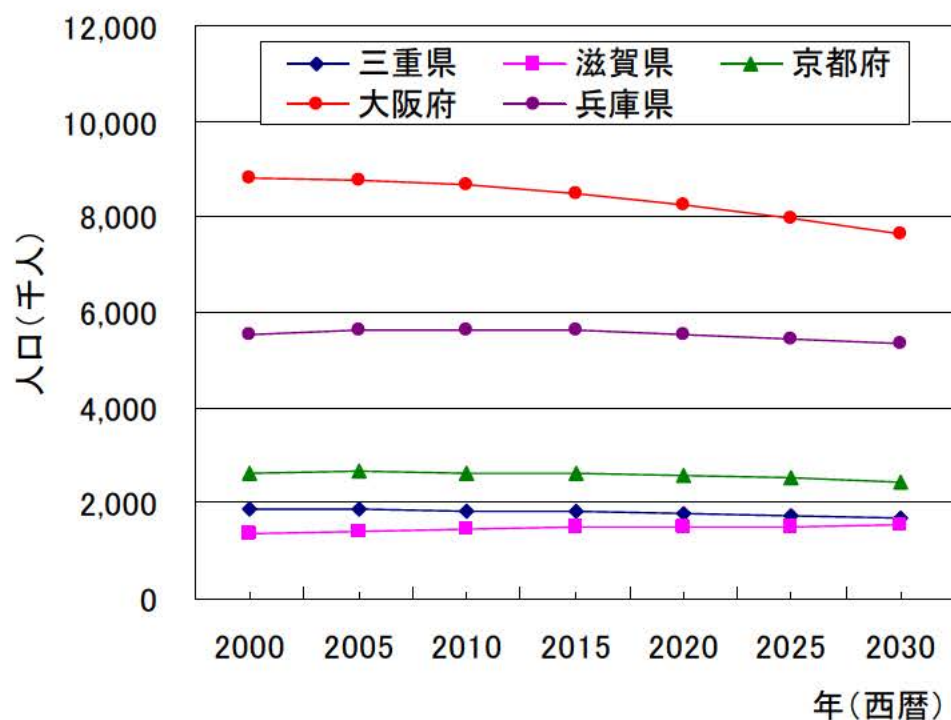


淀川水系の水利用の現況

(淀川水系河川整備計画原案より綾作成)

気候・降水量の長期変動傾向

1. 平均気温の上昇
2. 年降水量の少雨化
3. 経年変動幅の拡大
4. 周年分布パターンの変化



府県別将来人口予測値

(国立社会保障人口問題研究所人口構造研究部資料より綾作成)

流域委員会提言「新たな河川整備を目指して」
(平成15年1月)

- ・ 水需要を抑制して、環境流量の確保を行なうことを目的

水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行なう
水供給管理



水需給の一定の枠内でバランスするように
水需要を管理抑制する
水需要管理への転換を提案,

必要事項

1. 精度の高い水需要予測

水需要予測法の開発，水需要予測に係わる情報の公表，一定期間ごとの予測の見直し

2. 節水・再利用・雨水利用

平常時からの節水型生活への転換，再利用，雨水利用などの多様な水源の確保

3. 用途変更

水利権の積極的な用途変更

4. 環境流量

河川環境（自然環境と生活環境）を確保するために必要な流量，攪乱を含む，流量の上限，下限が設定されない，出来るだけの多くの流量

5. 水需要管理協議会

利水に係わる関係省庁，自治体，利水者で構成，河川管理者がより強い指導・調整力を発揮

6. 将来の不確定要素に対する順応的な水需要管理の必要性

「水需要管理の実現に向けて」意見書(平成19年1月)

- ・水資源開発から水資源管理への転換期の時代認識
- ・水需要を抑制し、河川の自然環境の回復と保全を目的、

1. 水需要管理を促す5つの要因

- ①水資源開発施設による河川環境の悪化、
- ②河川法改正（環境を考慮した利水政策）、
- ③未利用水の発生による利水者の収支の悪化、
- ④国際的な開発抑制の影響、
- ⑤国、地方自治体の財政問題

2. 水需要管理の4本柱

- ①総合水資源管理制度の創設
- ②水資源施設の開発によらない「ソフトソリューション」対応
ダム、堰等の建設によらず、
 - 1)水需要と需要予測の精査確認
 - 2)水利権の見直しと用途間転用
 - 3)既存施設の運用改善、
 - 4)渇水時の水利調整
(水融通の拡大、渇水調整の早期化)、
 - 5)渇水対策会議の機能強化等、
- ③環境コストの負担、インセンティブ、：
 - ・利水者が節水により生み出した未利用水を官民が適正な水価格で買い上げ（水価格制度の導入）、河川に還元し、環境回復を図る。
 - ・河川管理者による水資源開発施設の使用権付き未利用水利権の買い上げ。
(環境上望ましい水位、流量の目標設定が可能か(？綾))
- ④渇水対策会議の強化、自治体・市民との連携・協働の強化

基礎案と整備シート（平成16年5月） 原案（平成19年8月）

水需要の抑制に向けて （平成20.1月第70回委員会審議資料）

概 要：原案（平成19年8月）

- a. 河川の流量を確保し，生物の生息環境に与える負荷を軽減するために，水需要を抑制し節水型社会を目指す。
- b. 河川のダイナミズムを維持するため，利水の効率のみならず，自然流況を意識した水管理を目指す。
- c. 逼迫地域における水源確保，異常渇水に対する備えが必要。

1. 水需要の抑制

- 1) 琵琶湖の水位低下の抑制と河川の流れの回復を目的とし，利水者，関係機関，住民との連携を強化，
 - ・ 節水意識の向上，再利用・雨水利用など水資源の有効活用等，取水量低減方策の推進
 - ・ 市民の生活スタイルの変化を伴うので，水需要抑制には時間が必要
- 2) 水需要と需要予測の精査と確認の実施
 - ・ 水利権直轄処分数（上水道48件，工業用水28件，発電用水34件，農業用水(48+68)，その他15)について，利水計画，取水実績，水源計画等の精査確認と水利権の公表
 - ・ 利水者の水需要（水需要実績，水需要予測）の精査，水利権の見直し
 - ・ 利水安全度の維持（現状において，需要と供給の実態は計画の80%程度でバランス）

3)水利権の見直しと用途間転用による水利用の合理化
大阪府営工業用水道， 尼崎市営工業用水道
農水慣行水利権の許可水利権化

4)既存水資源開発施設の再編と運用の見直しによる水資源の有効活用
桂川(日吉ダム)， 木津川（室生ダム）， 猪名川(一庫ダム)，
既設ダムの効率的な運用， 連携による効率的な補給

◎効率性だけを求めず， 川のダイナミズムを回復
（淀川大堰， 瀬田川洗堰）

2. 渇水への対応

1)平常時からの情報交換などによる取水調整の円滑化施策等による渇水被害の縮小

- ・ 渇水対策会議の組織改正と常設化⇒利水者会議の常設
利水者， 自治体， 関係省庁， 河川管理者， 学識者・有識者により渇水時調整法， 水利用実態の把握， 水需要抑制策(住民節水行動， 節水へのインセンティブ)を平常時から協議

2)渇水調整方法の見直しの提案。

- ・ 取水実績方式からの安定供給や節水への努力量の評価方式への変更を検討

3)異常渇水対策容量の確保（琵琶湖／丹生ダム）

4)水需給逼迫地域への対策（伊賀地域， 京都府南部地域）

新規利水者への対応：

方法(1)水資源開発施設による水源の確保，

⇒利水安全度は確保， 河川流量は減少

方法(2)水利権の見直しによる水源の転用

（既存水利権者の財産権の問題）

⇒利水安全度は低下， 河川流量は減少。